

様式第8号（第12条関係）

扶桑町許可第 6 号

一般廃棄物処理業許可証

事業所所在地 江南市中般若町東10番地
名 称 株式会社 中部クリーンシステム
氏 名 代表取締役 井石 学

令和8年3月12日付けの一般廃棄物処理業許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第4項の規定に基づき、次の条件を付して許可する。

令和8年3月18日

扶桑町長 鯖 瀬



許可条件

- 許可の有効期限 令和 8年 4月 1日から
令和10年 3月31日まで
- 許可の種類 一般廃棄物の収集運搬
- 区 域 扶桑町全域
- そ の 他
 - 関係法令を遵守し、常に衛生的に処理すること。特に一般廃棄物が飛散・流出しないよう、又悪臭・騒音などで生活環境に支障が生じないよう必要な措置を講じること。
 - 収集した可燃性廃棄物は、江南丹羽環境管理組合の指示に従い、扶桑町分と他市町分とを混載せず明確に区分し搬入すること。
 - 収集運搬車両に許可業者搬入番号表示板を掲示すること。
 - 毎月、廃棄物の種類毎に収集量を集計し、翌月10日までに提出すること。
 - 申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届出ること。